

印西市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和6年12月27日

印西市教育委員会教育長

印西市教育委員会規則第14号

印西市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、印西市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者、地域住民等により、学校運営への参画及び支援並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定に基づき、印西市立の学校ごとに、協議会を置くものとする。

ただし、法第47条の5第1項ただし書に規定する2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成29年文部科学省令第23号）に定める事由に該当する場合であって、本市において2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があるときは、当該2以上の学校を1つの単位とする協議会を設置することができる。

(組織)

第4条 前条に定める協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、18人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、非常勤特別職とする。

7 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の定めるところによる。

（委員の守秘義務等）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。ただし、対象学校の校長又は教職員は会長又は副会長となることができない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(会議の公開)

第8条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 対象学校の職員の任用に関する事項について審議する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により、協議会が公開すべきでないとした場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第9条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の経営計画に関する事項

(2) 対象学校の組織編制に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第10条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校の所在する地域の住民、保護者等に対し、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(意見の聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の運営の基本的な方針の実現に資する当該対象学校の職員の任用に関する事項(特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

(研修等)

第13条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会に対し、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その委員を解任することができる。

(1) 委員が第5条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他、委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。  
(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、  
教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の任命のために必要な行為その他協議会の設置のために必要な準備行  
為は、この規則の施行の前においても行うことができる。